

## 第5回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成23年9月1日(木) 午後2時～午後3時30分

2 場 所 石巻市役所庁議室

3 出席者 委員15名全員出席

1号委員 浅野亨 高橋長一郎 瀬崎和雄 李東勲 伊藤正博

2号委員 西條正昭 堀川禎則 阿部久一 石森市雄

3号委員 佐々木源 橋浦幸一 佐藤克英  
菅原真由美 平塚恭子 三国知彦

事務局 亀山紘石巻市長 櫻田公二建設部長 宮本正行建設部次長  
今野昇一都市計画課長 米谷忠副参事 木村芳夫技術課長補佐  
佐藤一弘技術主幹 工藤聖子主幹 大山健一主査 加藤崇主査  
近江恵一基盤整備課長 後藤寛課長補佐 平井敦司主査  
相原春彦主査 今野正太郎技術主査 吉田宏技術主査

### 4 審議会内容

諮問及び審議については、次のとおりです。

司 会：ただ今から、都市計画審議会委員の皆様にご挨拶の交付をいたします。

それではお名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場にご起立をお願いします。

浅野亨 殿 高橋長一郎 殿 瀬崎和雄 殿 李東勲 殿 伊藤正博 殿  
菅原真由美 殿 平塚恭子 殿 三国知彦 殿 西條正昭 殿 堀川禎則 殿  
阿部久一 殿 石森市雄 殿 佐々木源 殿 橋浦幸一 殿 佐藤克英 殿  
皆様には2年間よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただ今から、第5回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、市長より、あいさつ申し上げます。

市 長：第5回石巻市都市計画審議会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびは、都市計画審議会委員を快くお引き受けいただくとともに、御多用中のところ、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大震災発生からまもなく半年が経過しようとしておりますが、未だ多くの方が行方不明のままであり、多くの市民が、現在59箇所・1,868名ほどの避難生活を余儀なくされております。そのような状況の中、自衛隊や国、

県をはじめ、全国の企業や自治体、ボランティアの方々などから多くの御支援をいただき、各方面で復興に向けた取り組みが始まっております。

本市が目指しますのは、単に復旧、再生だけではなく、既存の資源を活かしつつ、新エネルギー、環境、観光などを新たな柱とする産業創出や、減災のまちづくりの展開など、快適で暮らしやすい「新しい石巻市」を創造することです。

都市計画にあたりましては、地域の多様性を理解し、地域が担う役割を強化する事をおして、住む人、働く人が、豊かで幸せな生活を取り戻すことができるよう努力してまいり所存でございます。

本日の審議会には、「石巻広域都市計画道路の変更」及び「石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の決定」についての復興関連議案を御提案申し上げます。

この都市計画の決定につきましては、行政だけで判断するのではなく、学識経験者や関係行政庁の職員、市民等で構成される審議会で調査審議を行なって決定することになっております。

委員の皆様におかれましては、さまざまな専門分野での視点、あるいは市民としての視点から、忌憚のない御意見、御所見を賜り、御審議いただきますようお願い申し上げます。これから2年間どうぞよろしく願いいたします。

司 会：次に、本日の審議会の成立について御報告申し上げます。

石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないことになっております。

本日は15名全員の御出席をいただいておりますので、本審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで資料の確認をいたします。

資料の確認については、第5回石巻市都市計画審議会議案書、続きまして、石巻市都市計画審議会委員名簿、続きまして、第5回石巻市都市計画審議会第2号議案参考資料、続きまして、第3号、4号、5号の参考資料1、2となっております。よろしいでしょうか。

先程も申し上げましたけれども、これより先のお願いでございますが、写真等の撮影、録画、録音はできませんので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

石巻市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長に議長をお願いするところではありますが、本日は初回の開催ですので、仮議長を亀山市長をお願いいたします。

それでは、市長お願いいたします。

仮議長：それでは、暫時の間、仮議長を務めさせていただきます。

議案書の1ページ第1号議案「会長の選任及び会長職務代理者の指定」についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

都計課長：ただいま上程されました第1号議案「会長の選任並びに会長職務代理者の指定について」ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本案につきましては、石巻市都市計画審議会条例において、現在、空席となっております会長を選任するものでございます。

審議会条例第5条第1項の規定に基づき、お手元にお配りしております委員名簿中、第3条第2項第1号の委員、委員名簿の区分欄の1号委員と書いてございますが、そちらの委員の5名の中から会長を選任するものでございます。

また同様に、同条例第5条第3項の規定に基づき、同じく第1号の委員の中から会長職務代理者の指定を行うものでございます。

以上よろしく願いいたします。

仮議長：ただ今、第1号議案について事務局より説明をいただきましたが、まず「会長の選任について」ですが、いかがお取り計らいしますか。

委員：事務局案がございましたら、お示しをいただきたいと思います。

仮議長：ただ今、事務局案ということで、声がありましたが、それではいかがでしょうか。事務局案をお示しするという事によろしいでしょうか。

委員：「はい」の声あり

仮議長：それでは、事務局案を提案してください。

都計課長：それでは事務局案を申し上げます。李東勲委員さんを推薦いたします。

仮議長：ただ今、事務局から李東勲委員さんを推薦されましたが、いかがでしょうか。

委員：「異議なし」の声あり

仮議長：それでは、採決を行います。当審議会の会長に李東勲委員を選任することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「委員の挙手あり」

はい、ありがとうございます。賛成多数により李東勲委員を当審議会会長に選任する

ことに決しました。李東勲委員よろしくお願ひいたします。

仮議長：続きまして、「会長職務代理者の指定について」お諮りいたしたいと思います。いかが取り計らいますでしょうか。これも事務局案ということでしょうか。

委員：「はい」の声あり

仮議長：それでは、事務局から提案してください。

都計課長：それでは、事務局案を申し上げます。浅野亨委員さんを推薦いたします。

仮議長：はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から浅野亨委員さんを推薦されましたが、いかがでしょうか。

委員：「異議なし」の声あり

仮議長：それでは、採決を行います。当審議会の会長職務代理者に浅野亨委員を指定することに賛成の方の挙手を求めます。

「委員の挙手あり」

はい、ありがとうございます。賛成多数により浅野亨委員さんを当審議会の会長職務代理者に指定することに決しました。浅野亨委員さん、よろしくお願ひいたします。

以上、第1号議案の審議が終了しましたので、仮議長の席を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

司会：市長は、この後の公務により退席させていただきます。

会長に選任されました李東勲委員は、議長席に移動していただきまして、御挨拶をお願ひいたします。

会長：こんにちは、石巻専修大学の李東勲と申します。昨年度も浅野亨会長と一緒に、この審議会の議長でありましたが、今年も引き続き議長になることになりました。昨年度とは違って、今年度は、皆さんもご存知のとおり震災の影響により、早急な都市の再開発、復興を計らっていく必要があると思います。ですので、昨年度以上身が引き締まる所存でございます。今後とも委員の方々のご指導、ご鞭撻をいただきながら、迅速に審議を行いたいと思っております。これからもよろしくお願ひいたします。

司会：ありがとうございました。

それでは、改めまして議事の進行を宜しくお願ひいたします。

議長：それでは、さっそく、議事に入らせていただきます。では、議案書の2ページ、第2号議案「石巻広域都市計画道路の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

都計課長：ただいま、上程されました第2号議案「石巻広域都市計画道路の変更」について、ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。本議案は宮城県が決定する案件でございます。都市計画法の規定により、宮城県から石巻市に意見を求められていることによるものでございます。本日の石巻市都市計画審議会での審議結果を受け、石巻市としての回答をいたすものでございます。内容についてご説明申し上げます。失礼いたしますが座って説明させていただきます。本案につきましては、東松島石巻幹線の変更と曾波神線の追加の2つの内容がございます。1つ目といたしまして、東松島石巻幹線の変更についてでございますが、三陸縦貫自動車道の一部であります都市計画道路1・3・1号東松島石巻幹線の表中、太文字で記載しております石巻市蛇田字東道上、字西道下及び字新沼向前地内に新たにインターチェンジを追加するものでございます。2つ目といたしまして、曾波神線の追加についてでございますが、新たに追加するインターチェンジと国道45号を結ぶ幹線街路として、都市計画道路3・3・38号曾波神線を新たに追加する都市計画決定を行うものでございます。具体的な位置につきましては、議案書の5ページ位置図をご覧ください。都市計画道路1・3・1号東松島石巻幹線は松島町境の東松島市上下堤字入沢を起点とし、河北インターチェンジ手前の石巻市鹿又字天王前を終点とする延長約21,640m、計画幅員23.5mの自動車専用道路でございます。今回新たに追加いたしますインターチェンジは、石巻河南インターチェンジから北方向に約2.1kmの石巻赤十字病院北側に新設するものでございます。詳細な位置につきましては、議案書6ページの計画図をご覧ください。赤色で着色した部分が今回変更追加する部分でございます。ピンク色で着色した部分は、すでに東松島石巻幹線として都市計画決定されている部分でございます。インターチェンジの形式は、集約ダイヤモンド型と呼ばれるもので、三陸縦貫自動車道への入口、出口付近は平面交差による交通処理となります。都市計画道路3・3・38号曾波神線は、インターチェンジから国道45号に接続する幹線街路で、延長約340m、幅員26.0mの4車線の道路でございます。その詳細につきましては、別冊の第2号議案参考資料の1ページをご覧ください。この図面は交差点計画図でございますが、記載されている向きが、議案書内の図面と逆で、図面下が北方向となっております。図面内の赤着色された部分が、今回都市計画決定区域線でございます。次に参考資料2ページをご覧ください。この図面は、1・3・1号東松島石巻幹線三陸縦貫自動車道の標準横断面図でございます。上の段の図面は、4車線として完成した場合の標準横断面図で、下の段は4車線として完成した場合の分流合流部分の標準横断面図でございます。また、図面左下の1方向1車ランプの横断面図にありますとおり、三陸道本線へ出入りするための連結路であります、ランプの路肩を2.5m確保してございますが、これは一般車両で混雑した時の救急搬送に対応できる構造としているものでございます。次に参考資料3ページをご覧ください。この図面は3・3・38号曾波神線の標準横断面図でございます。全体幅員26.0mの4車線道路で、交差点部に右折

レーンを設けてございます。1車線の幅員は3.5mで、両側に3.5mの自転車・歩行者道を配置する計画でございます。次に変更理由でございますが、議案書の3ページをご覧くださいと思います。都市計画道路東松島石巻幹線は、仙台市と岩手県宮古市を三陸縦貫自動車道の一部であり、仙台湾沿岸地域と三陸地域などの地域間交流の促進や沿岸地域の活性化に寄与するため、昭和61年5月に当初決定され、これまでに起点終点、幅員及び名称の変更を経て、現在に至っております。東松島石巻幹線の整備状況につきましては、平成5年3月に松島町境から鳴瀬奥松島インターチェンジまでの区間約2.5kmが供用開始され、平成15年12月、河北インターチェンジまでに暫定2車線で全線供用以降、年々交通量が増加しており、本路線と石巻市中心部を結ぶ幹線道路は、朝夕を中心に混雑が顕在化してきております。一方、石巻市南境地区では、石巻地方の産業業務拠点としての強化を図るため、石巻トゥモロービジネスタウンが整備され、さらに宮城県沖地震等の災害時及び女川原子力発電所の緊急時における、女川地域との交通体系の強化等を目的として、曾波神沢田線、通称、石巻北部バイパスの整備も進んでおり、本路線とのアクセス強化が求められているところでございます。また、平成18年5月に本路線の沿線に移転した県東部地域の地域医療の中核病院である石巻赤十字病院は、平成21年7月に第3次救急医療施設に指定されたこと等から、地域内外からの利用者が増加し、その利便性の向上も求められているところでございます。このような状況から、今回上程した路線について都市計画の決定を行い、円滑な交通処理を図るとともに、地域医療支援、地域経済活性化及び災害・緊急時における交通体系の強化を図るものでございます。なお、本議案について、平成23年7月1日から7月15日まで公衆の縦覧に供したところ、縦覧者は6名で、意見書の提出はございませんでした。以上、石巻広域都市計画道路の変更について、ご説明申し上げました。ご審議程よろしく願いたします。

議長：ただ今、第2号議案について、説明がありましたが、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、第2号議案「石巻広域都市計画道路の変更」について、お諮りいたします。原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

「委員の挙手あり」

賛成多数により、本案については、原案のとおり承認されたことになりました。

続きまして、議案書の8ページ、第3号議案「石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の決定」（石巻西部地区被災市街地復興推進地域の決定）から、議案書の21ページの「石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の決定」（石巻東部地区被災市街地復興推進地域の決定）までの3議案については、関連性がありますので、一括審議を行いたいと思っております。それでは説明をお願いいたします。

基盤整備課長：それでは、議案の説明させていただきます。申し訳ございません、座って説明させていただきます。議案の説明に入る前にですね、今回の東日本大震災から本市の都市計画基盤に係る全体的な説明をさせていただきます。先ず、お手元にお配りしておりま

す参考資料1をご覧くださいと思います。こちらのA3版の2枚付いてあるものでございます。よろしいでしょうか。1ページの方ですけれども、上の段には、今回の震災発生から、これまでの建築制限の流れと今後の計画を記載してございます。3月11日の東日本大震災により、甚大な被害を受けた市街地について、4月8日に建築基準法第84条の規定に基づき、釜大街道地区、住吉、中央、門脇、南浜地区、そして、湊地区の約440haについて、建築制限区域を指定いたしました。建築基準法に基づく建築制限は、震災発生時期から最大で2ヶ月でございましたけれども、5月12日に東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律の制定を受けまして、制限期間を9月11日まで延長してございます。また、5月28日には、渡波地区、鮎川地区、雄勝地区を加えまして、市全体で約549haについて、建築制限してございます。今回審議会にお諮りいたします被災市街地復興推進地域に関しましては、石巻地区の建築制限地域を対象といたしておりまして、今後の予定といたしましては、被災市街地復興特別措置法に基づき、9月12日から震災発生後2年が経過する平成25年3月10日までの間で推進地域内の復興にかかる土地区画整理事業や再開発事業、都市公園、都市計画道路、公営住宅などの具体的な事業の着手に向けて、住民との意見交換、関係機関との協議を進めて参ることとしてございます。下段には、都市基盤復興策定にかかるこれまでの経過を記載させていただきました。3月11日の震災発生後、翌4月29日に石巻都市基盤復興のたたき台としてゾーニングを発表しております。5月1日から15日には、被災者を対象とした今後の住まい方や都市基盤復興構想に関するアンケート調査を実施いたしました。また、6月8日から6月14日にかけて、今後の街づくりに関して、建築制限区域内の住民代表と意見交換を実施して、6月24日には、災害に強い街づくりを目指した基本構想案の公表を行っております。それから7月2日には、これからの石巻を担う若い世代の意見をお聞きするため、地元高校代表の意見交換会を実施し、さらに7月14日から7月24日にかけて、制限区域内の住民と一般市民を対象とした意見交換会を実施しております。これから、アンケートや住民の意見を踏まえて、都市基盤復興のたたき台として、去る8月22日に石巻市都市基盤復興基本計画図案を公表に至っております。次に2ページをご覧くださいと思います。このページでは、被災市街地復興推進地域の概要について記載してございます。先ず、被災市街地復興推進地域でございますが、これは大規模な火災、震災、その他の災害を受けた市街地について、緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他の開発事業、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、市街地の復興に必要な住宅の供給のための措置を講ずる地域となっております。中段に推進地域で今後行われると思われる事業の概要として、①被災市街地復興土地区画整理事業、②被災市街地復興再開発事業、③その他の事業について記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。更に下の段でございます。ここでは被災市街地復興推進地域で行われる只今申し上げた各事業のイメージ図を記載してございます。左側の図でございますけれども、赤い図で示してあるのが、今回の推進地域の都市計画決定をしたという風な形でございます。今回の都市計画決定を受けた後、中ほどに記載してあるとおり、各事業、地区に応じた形で検討して実施する。実施することで、一番右側

になります、例えば、赤い区域が推進区域、徹底して事業を行う。真ん中にオレンジの縦の線がありますけども、図面でいうと丁度半分左側が箱書きの下の方に太書きで書いてありますとおり、被災市街地復興土地区画整理事業ということで、整理した土地にして、その中に再開発事業であるとか、住宅改良事業、都市計画道路事業、公営事業これらを整備していくというものでございます。オレンジの破線の右側につきましては、地区計画による誘導ということで、現状の道路を活かした、地域誘導していくというものでございます。そして右半分下については、被災市街地再開発事業というものを行っていく。こういう形を今後検討していく区域ですということが、今回の推進地域でございます。ここで8月22日に公表いたしました、石巻市都市基盤復興計画図をご紹介します。

それでは、概要についてご説明させていただきます。今後、百数十年内の間で市街地を守るということで、海岸線に防潮堤を築くということで、この赤い線でございます。渡波から漁港、雲雀野海岸、工業港というふうな形で、さらに今後、予想される最大級の今回のような津波ですけども、それを何とか防ごうということで、陸側にある道路を高盛り土構造として、堤防機能を持たせるということで、何とか防ごうというのが、この第二せん堤、こういう風な形で、多重で守ろうということです。さらに逃げ遅れたとか、急に津波がきて、中々逃げ切れなかったということに関して、点が丸くいっぱいありますけど、これが避難ビルを想定してございます。今回、かなり河川の方まできましたので、無堤になっている北上川についても、緑色でずうっとこういうふうな形で、堤防を築くということで、市が水で囲まれていますけど、これについて、しっかり守ろうというものでございます。そして今回、避難する時、車が渋滞して中々逃げられなかったということで、見えますでしょうか、ピンクで道路書いております。これは幹線道路、都市計画決定してあります道路をしっかり造ってこうということでございます。そして今回ご提案していきます3地区の84条区域というのが、釜大街道などの青い区域でございます。そして、中央地区、住吉、南浜、湊地区、渡波地区、ということでございます。簡単ですけども、このような形で、今回基本計画図案を作成してございます。

それでは、今回ご審議いただきます、議案についてご説明いたします。議案書の7ページ総括図をご覧ください。今回の被災市街地復興推進地域につきましては、3地区を計画してございます。まず、第3号議案「石巻西部地区被災市街地復興推進地域」面積：約207.9haでございます。第4号議案「石巻中部地区被災市街地復興推進地域」面積：約226.2haでございます。第5号議案「石巻東部地区被災市街地復興推進地域」面積：約15.3haでございます。7ページには、それぞれの位置を記載しておりますのでご確認願います。次に3号議案「石巻西部地区被災市街地復興推進地域」について、ご説明いたします。8ページをご覧ください。ここでは、推進地域の名称、石巻西部地区被災市街地復興推進地域でございます。位置・面積：207.9ha、市街地の整備方針として、法第7条の規定による制限が行われる期限の満了の日、平成25年3月10日でございます。また、推進地域とする理由につきましては、今回の大震災において、地区内の建築物の大部分が壊滅的な被害を受けておまして、早期の復興が必要であり、安全で災害に強い市街地整備を実現するためとなっております。次に



9ページから13ページでございますが、これは今回、地域界を表した図面でございます。法定図書を縮小いたしました関係上、5枚に分割してございます。1枚ずつご確認いただきたいと思っております。赤い色でその区域を囲ってございます。よろしいでしょうか。それでは、14ページをご覧いただきたいと思っております。ここでは推進地域の名称、石巻中部地区被災市街地復興推進地域でございます。それから位置・面積：226.2ha、市街地の整備改善の方針、それと法第7条の規定による制限が行われる期限の満了の日、平成25年3月10日でございます。また、推進地域とする理由につきましては、今回の大震災において、地区内の建築物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要であり、安全で災害に強い市街地整備を実現するためとなっております。次に15ページから20ページでございますが、先ほど同様、地区界を表した図面でございます。法定図書を縮小いたしました関係上、6枚に分割してございますので、ご確認願います。よろしいでしょうか。21ページの方をご覧いただきたいと思っております。ここでは、地域の名称といたしまして、石巻東部地区被災市街地復興推進地域、位置・面積につきましては、15.3ha、それから市街地の整備改善の方針、そして、法第7条の規定による制限が行われる期限の満了の日、同じく平成25年3月10日でございます。また、地域指定とする理由につきましては、今回の大震災により、地区内の建築物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要であり、安全で災害に強い市街地整備を実現するためとなっております。次に22ページでございます。これにつきまして、地区界を表した図面でございます。ご確認いただきたいと思っております。以上で議案に関する説明を終わらせていただきますが、今回の都市計画案の縦覧結果については、担当の方から報告させていただきます。

基盤課長補佐：それでは、縦覧結果について、ご報告させていただきます。今回の都市計画案について、平成23年8月15日から8月29日の間で、市役所本庁舎、北上、雄勝、河北、牡鹿、河南、桃生の各総合支所及び渡波、稲井、荻浜、蛇田の各支所の全体で11箇所にて図書を備え付け、公衆の縦覧に供しましたところ、延べ107名の縦覧者がございました。また、案に対する意見書につきましては、8件の提出がございましたので、お手元の参考資料2の方にまとめましたので、ご確認いただきたいと存じます。それでは、参考資料2の方で、簡単にご説明させていただきます。資料の1ページから4ページは、提出のあった意見の要旨とそれに対する市の見解を記載してございます。また、5ページから23ページには、意見書原本の写し掲載させていただきました。それでは、1ページの方でございます。先ず、意見書1の要旨でございますが、原文がちょっと長いもので、要約させてお話をさせていただきます。意見書1の方ですが、成案のスピード化について、それから避難ビルの多目的な利用について、土地区画整理事業について、経済復興計画とのタイアップについて、事業実施について、等々のご意見でございます。いただいたご意見に関しましては、具体的な事業の提案でございまして、今回の区域決定に直接関わるものではございませんが、今後具体的に検討する際の貴重なご意見として、承りたいと考えてございます。それから意見書の2でございます。意見書の要旨は、やはり、海岸線の防災林であるとか、防火林、それから湾口防波堤等のご意見で

ございました。これらも具体的なご提案でございまして、今後、事業をする際の貴重なご意見として承りたいと思います。それから意見書の3でございまして、これも同じように日和山への避難等々で、具体的な事業のご提案でございまして、今後事業を進めていくための、貴重なご意見として承りたいと考えております。意見書の4でございまして、これは、湊町4丁目、大門町3丁目におきまして、今回の被災市街地復興推進地域で、仮に集団移転が必要となる市街地があれば、それ以外の市街地を提示していただきたいであるとか、移転のための工程表、さらには、移転となった場合の補助金等々のご意見でございました。今後復興のための土地区画整理事業や市街地再開発事業など実施する区域については、今後具体的に検討していくこととなりますので、被災後の状況とか、それから再居住の状況、その他の状況を調査の上、さらに、地域皆さんの意向もお聞きしながら、事業を実施する区域を定めているところでございます。それから集団移転等々についても、今後の事業の具体化によって、ご説明できると考えてございますので、今回の区域決定に直接関わるものでは、ございませんが、貴重なご意見として、承りたいと考えてございます。それから意見書の5でございまして、意見の5は、本都市計画案を白紙に戻して、建築制限区域の指定を速やかに、解除してほしいということと、それから防潮堤とか海岸、河川堤防と内水排水設備等の特化した計画に策定しなおしてほしいというような意見でございました。これに対する見解といたしましては、湊地区に関しては、河川や海岸の堤防整備、高盛土道路の整備などによる線的な整備に加えて、地区内の区画道路の整備など、より良好な市街地環境を形成するために、土地区画整理事業などの面的整備が必要であるというふうに考えているところでございます。今回の決定に関する被災市街地復興推進地域は、これまでの建築制限、あるいは、特例法による制限区域を引き継いだ区域というふうになってございますが、今後、具体的な区画整理事業や再開発事業などを実施する区域につきましては、被災確保の状況でありますところか、再居住の状況でありますところか、そういったところを調査しながら、地域の方々の意見もお聞きしながら、決定する区域を定めていきたいというふうに考えてございます。それから、意見の6でございまして、これはやはり、病院であるとか、中瀬、駅の冠水対策といったような具体的なアイデア、事業の提案でございまして、今後の貴重なご意見として承りたいと考えてございます。意見の7につきましては、これも同じく、渡波地区の牧山地区への避難路であるとか、根岸地区の新駅であるとか、具体的な事業のご提案でございましたので、今後の街づくりを検討する際の貴重なご意見として、承りたいと考えてございます。意見の8、最後ですが、意見の8は、黄金浜、栄田地区を被災市街地復興推進地域に入れて、高台に移転させてほしいという内容でございました。当地区につきましては、先ほど、課長からも説明ありましたとおり、津波からの多重の防御ということを計画してございまして、今後そういった街づくりの中で、復興を進めていきたいと考えてございますので、今回の計画の被災市街地復興推進地域の指定ということは考えてございませんというようなことでございます。なお、意見を提出していただいた方々に関しましては、後日、市の考え方を説明する予定としてございます。以上でございます。以上事務局側の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長：ただ今、第3号議案から第5号議案について、事務局より説明ありましたが、ご質問と  
かありませんでしょうか。

浅野委員：浅野です。3つ程あります。1つはですね、参考資料の1番の1ページにあります。  
この推進地域の中で、一定の建築制限がありますと書いてありますが、よく町の中から  
色々不満というか、意見がでるのが、建築制限が外れても、自分の家に手がつけられな  
いのではないかと、という話をよく聞いてですね、今度、この制度に変わった場合、個人の  
自由裁量とか、そういったことは自由にできるのか、やっぱり制限があるのか、それを  
1つお聞かせいただきたい。言ってみれば、一定の建築制限の中身を教えてください。  
それからもう1つ、今説明がありましたが、推進地域の拡大があるのか、あればどうい  
う手続きが必要なのかということを実はお聞きしたい訳です。というのは、具体的に商  
工会議所側から、立町1丁目5番区地区の再開発をやるかということで、色々水面下  
でやっているんですが、ちょうどその地区が、推進地域から外れているんですね。で  
できれば、推進地区になった方が、色々な補助とか何かも、手厚くなるんじゃないかなど  
いうことがありまして、拡大の問題について教えてください。それから、この法律が2  
年という言ってみれば、限定した法律になっているんですが、その意味というか、何故  
2年に限っているのかという、法律の主旨を教えてください。例えば、早くいろん  
な、区画整理にしても、再開発にしても、いろんなことを早くやれという意味なのか。  
それからもう1つ、この推進地区になれば、特別の補助が色々あるのか。この以上3点  
教えてください。

議長：「はい」お願いいたします。

基盤整備課長：それではお答えいたします。3点の内、先ず1点目の建築制限についてというこ  
とでございます。これについては、基本的には推進区域ということで、今後事業を進め  
ていくということで、ご協力いただくということが1番なんです、やむを得ないとい  
う場合につきまして、自己用の住居または業務用の建築物、2階以下、地下なし、木造  
または容易に移転できるような構造、鉄骨という形になりまして、敷地面積が300㎡  
未満ということであれば、許可を受けて建てることできるということになってござい  
ます。次に区域の拡大についてでございます。手続きなんです、今回のような都市計  
画審議会において入れることが、皆様にご説明して了解が得られるということであれば、  
その内容等を付して、拡大することも可能ですので、もしあるのであれば、ご相談いた  
だきたいと思っております。次に2年以内の形ということでございますけれども、これは推進  
法で決められておりまして、発災から2年以内に建築制限をすることができるというこ  
とで、その中でより良好な区画整理事業を考える期間ということでご理解をいただき  
たいと思っております。この場合、推進区域内の被災市街地に掛かる事業でございますけれども、  
再開発につきましては、1/3の補助が2/5になるというふうな形、または、区画整

理についても、補助にならなかった部分が補助対象になる。例えば、区画道路はならないんですけども、区画道路がそのまま、幹線道路に接続するような道路が補助対象になる。補助率が1/2がアップすることはございませんが、対象施設が増えるということでございます。以上、3点についてでございます。

浅野委員：建築制限がかからない条件をもう一回お願いします。

基盤整備課長：もう一度申し上げます。自己の住居または自己の業務の建築物であること、2階以下であること、地下がないこと、木造等の容易に移転ができる構造物、コンクリートではないということですね。鉄骨までいい。そして敷地面積が300㎡未満ということでございます。以上でございます。

浅野委員：分かりました。要するに何かあったら、すぐ壊せるやつならいいということですね。了解しました。

議長：他の委員の方の質問とかありませんか。はいお願いいたします。

佐藤委員：国土交通省の佐藤でございます。1点目は今の浅野委員のご質問の関連ということで、確認をさせていただければと思います。建築制限の程度について、今ご説明あったところですが、9月11日までかかっている建築基準法の84条の規制と比べて、どのように違うのかということについて、簡単に結構ですがご説明していただければというのが、1点目でございます。それから2点目は、私どもの国土交通省の管理する河川事業に関連したご質問でございますが、参考資料1の2ページ目、今回の推進区域の主旨が書かれておりますが、その他の事業として、道路、公園等、公共の用に供する施設の整備、その他の土地ということで、その中には都市計画決定するか否かは別として、河川や防潮堤等も概念としては含まれるという理解でよろしいのでしょうか。という確認事項2点でございます。

議長：お願いいたします。

基盤整備課長：2点目内、先ず1点目、84条との違いということで、84条は建築制限ということで、それについては、新築・改築・増築これについては、認めないよという規定でございましたけれども、今回推進地域になった場合については、本来は、先ほど申しました推進地域ということで、事業に支障のないような形でちょっと待っていただく、協力をいただく。やむを得ず、どうしても建てたいといった場合について、許可を受けて建てることできるということでございます。次に、河川事業、その他の事業ということで、河川についても、重要な都市施設と考えることで、申し訳ございませんが、都市計画決定という事業メニューの中ではあるんですけども、重要な都市施設ということで、都市計画決定もあるかと思います。

佐藤委員：分かりましたありがとうございます。

議長：いかがでしょうか。はいお願いいたします。

堀川委員：堀川と申します。計画書の3号、4号、5号と全部相応なんだろうけども、期間がございすがね、被災市街地復興特別措置法第7条に規定による制限が行われる期間というのがあるんですけども、これが25年3月10日というふうになっていますけども、ここでの計画、一番上のタイトルがですね復興推進の中で制限が、何を制限されるのか。84条とまた違うんでしょうけども、ちょっとその辺詳しくお話いただけないでしょうか。

議長：お願いします。

基盤整備課長：お答えいたします。ただ今の話で、建築制限と同じような形で、推進地域になった場合、今のような形で、基本的には、建物を建てないような形で、事業を進める区域として、制限を行う、推進区域として行うということございまして、やむを得ずというところはありますということございまして。以上でございます。

議長：今の説明でよろしいでしょうか。

堀川委員：先ほど、浅野委員からもあった関係での、建てないということの制限ということで、この期間は建物については、制限が加わりますよと、この推進地域には、ということでもよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

議長：はい、ありがとうございます。他のご質問とかありませんか。はい、お願いします。

平塚：すいません。よく分からないのでもう一度聞きたいんですけど、先ほどの質問とちょっと重複するんですけども、この2年間というのは、一応新しい推進地域になって、先ほどの範囲であれば、建ててもいいよということなんですけども、その間に土地区画とか、色んな整備事業を進める予定なんですよ。その辺の兼ね合いで、2年後に一体どうなっているのか。2年後をすべての完成と見ているのか、それとも、その間制限して、少しずつ進めるという意味なのか。2年後の意味がちょっと分からない。

議長：はい、お願いします。

基盤整備課長：推進区域の2年間というのは、発災から2年間ということで、今年の3月11日に発災いたしましたので、2年間といいますと、25年3月10日までが2年間という期間となります。それが1つということと、この2年間の間に事業をするというのではなくて、今建築制限をかけておりますので、この中で、区画整理事業ですとか、色んな

事業を皆さんと一緒に考えてという期間でございます。そして、まとまった地区から事業に入っていくと、丸々この期間を使うというのではなくて、この期間内に検討して、事業化に入っていくということでございます。そういう期間でございます。そして例えば、来年春にでも計画がまとまって、住民の方も合意したものの、区画整理でございますけれども、そこからスタートしていく、事業が始まっていく、現場に入っていくというふうな形になります。この期間を丸々使う訳ではございません。

平塚：と言いますと、各地域で、それぞれ始めていくという、同時に始めていくという感じですか。はい、わかりました。

議長：よろしいですか。他の委員の方のご質問はありませんか。

浅野委員：浅野です。先走って申し訳ないんですが。平成25年3月11日以降はどうなんですか。例えば、余計なことかもしれないけども、さっき言ったように、みんな色々自分たちがやりたいことを聞かれる訳ですよ。今、25年3月10日まで、特別許可する条件は分かりました。この法律の網がかかってないかということですよ。それ終わったら、フリーになっちゃうの、また何か法律があるんですかね。お願いします。

議長：よろしくをお願いします。

基盤整備課長：ただ今の質問でございますが、特別措置法に基づく事業をするために、期間を決めて2年間、その中で事業については、先ほど申しました、速やかに事業化をなさいよということで、それが切れると通常の事業というふうな形で、我々は捉えているところです。新たな法律、新たな事業は、今のところ見当たらないというところでございます。

浅野委員：と言うことは、その段階になったら、個人で勝手にというか。今までどおりに建築確認を取って、申請して、ぽっとハンコを押されれば、造れるという解釈でいいのかな。

基盤整備課長：もう1つそこには、他の都市計画法の網がかかってなければ、というのが条件でお話させていただきたいです。

議長：今の質問でよろしいでしょうか。すいませんよろしくお願いたします。

石森委員：先ほどの説明によりますとですね、市民あるいは町を防災・災害から守るということですね、将来の計画として、高盛土、それから堤防の構築ですね、これを行うということのようでございますけれども、これは一体どれ位の津波に対応した、どれ位の高さで、強度はどれ位なのか。そういったところを1つ教えていただきたいなあと思います。

議長：お願いいたします。

基盤整備課長：ただ今のご質問、先ず防潮堤と高盛土道路2つに分かれるかと思えます。先ず防潮堤につきましては、これはあの、漁港については、漁港工業港をメインとして、防潮堤が築かれると思えます。これは県の方の計画になります。先ず今回の震災にあつて、中央防災会議の方でその方針が決まりまして、今、県の方で、詳細なシュミレーションをかけて、その高さを決めようとしているところでございますけれども、現在、見通しとしては、これまで平成16年にある、仙台湾の防潮堤の高さというものがございまして、それよりは、少し高くなるのではないかとされている高さでございまして、まだはっきりと示されておりません。次に高盛土道路、これにつきましても、今回の津波をシュミレーションをかけてまして、今回の県の方が、海岸堤防を造る、この高さが決まるとその例によって、影響される高盛土道路構造、高さですとか厚みとかというのが決まってくるので、今はまだ概略の段階でございまして、皆さんにいくらと、ここで、数字でお話する段階にはないので、ご了承いただきたいと思えます。

石森委員：何というかなあ、幅の広い種類を含んでいるのかなあと思うんですよね。例えば、5mの津波が来ましてですね、堤防にぶつかると、そうしますと、1次的に減速されますけれども、この水が1.5倍になるそうです。ですから、どの程度の高さを想定しているのかなあと、今興味があったものですからね。それから、宮古市の佐土町、ここの堤防の、三陸の津波の被害がかなり大きかったということで、10mですか、13mですか、そういう堤防を造っても、今度あっさり決壊しました。こういうことがありますのでね、市としても、県の事業だからというのではなくてですね、津波に対する強度をですね、こういったものをよく考えてですね、県の方へ話ししていただければいいのかなと思うわけでございます。以上です。

議長：はい、ありがとうございます。今石森委員のご質問はですね、本審議会の地域を選定して、皆さんと審議を行うということが、主な目的でありますので、今の質問は、たぶん次回の都市計画審議会にかけられる内容ではないかなと思えます。事務局の方々も、今の石森委員の質問、意見を反映した形で、次回も都市計画に検討していただければと思えます。他の委員の方の質問とかございませぬか。はい、よろしくお願ひします。

高橋委員：資料の2のですね、意見の4番のどこなんですけど、集団移転というふうなことで、移転のための補助金、それから市の見解ということで、今後、土地区画事業などの事業実施区域を具体的に検討するとなっておりますけど、例えば、災害があった場所を指しているのか、あるいは、それ以外の地域を指しているのかをその辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長：よろしくお願ひいたします。

基盤整備課長：集団移転につきましては、今回、被災受けたところを全体として考えてございます。推進区域についてと限定した訳ではございませんので、先ず今回、半島分もござい  
ますし、市全体として必要な部分について、必要な事業を行っていきたいというふうに  
考えてございます。

議 長：今の説明でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。他の委員の方の質問等ありませ  
んか。

堀川委員：あちらの図にあります高盛土の道路ですか。あの近辺の方々、今2階に住んでい  
るか、色んな形で居住している方がたくさんいます。そういう方々から出る話は、その  
ルートいつ決まるの、どういうふうに進んで決定されるのか。その時期も含めて、我々  
いつまで、中途半端に2階に住んでいけばいいんだと、9月11日である程度の制限は  
解除されますけども、これから今度道路に、引っかかるというふうになると、移転とか  
何とかというようなことも考えなきゃいけない時にですね、それがいつどのように  
して決まっていくのか。時期も含めてですね、そういったものが色々と話として、市民  
からたくさん出て参ります。一般住居もそうですし、工業地帯との境目になる工場とか、  
企業とかの敷地も、今の高盛の道路でいくと、入っているようなルートになっています  
んで、その辺も合わせてですね、時期がどういうふうに、明確になるのかですね、その  
時期を早く示してくれというような、ルートと時期ですね、これを早く示してくれとい  
う声がたくさんございますので、その辺について、現在、話せる段階しかないんでしょ  
うけども、その辺お示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長：はい、事務局お願いします。

基盤整備課長：今回推進区域にお諮りしている部分と、あとは市全体として守りをするとい  
うところがございまして、高盛土道路、先ほどもう1回繰り返しになりますけども、防潮堤  
が今、県で必死になってシュミレーションをかけて、どの高さにしたらいいのか。それ  
を受けて、我々は、第2の守りとしてやるものですから、その高さが決まるのがいつか  
というところで、構造・配置その辺について、もっともっと研究しなければならないも  
のでございます。現時点でいつということはできないものでございます。申し訳ござい  
ません、そういうふうな形でお答えしかできないものですからよろしく願いいたしま  
す。

ただ今の関連してでございますが、ただ住民の方のお待ちになっているということござ  
いますので、国の方の支援、あとは今言ったシュミレーション、これをここ1ヶ月か  
その辺で、見通しが付き次第、直ちに住民の方に入って、詳細な打ち合わせをして、こ  
の推進区域を整理に向かって進めたいなと考えてございます。という形で住民の方との  
接触をしていきたいなと考えてございますので、一応ご理解いただきたいと思いま  
す。



議長：はい、ありがとうございます。

石森委員：先ほどの高台移転、集団移転等が出ましたけれどもですね、安全を考えた場合には、高台に移転するのが、ベストなのかなと思っておりますけれども、多くの市民の皆さんですね、高台移転はいいんだけど、現在、被災した土地はどうなるんだ、新しい土地はどうなるんだ、ということを我々も立場上、よく聞かれるんですけどもね、市の方として、市民へのメッセージとして一言お願いします。

議長：はい、お願いいたします。

建設部長：高台移転などありますけど、今ですね、市の方といたしましては、まだ、制度上、集団移転となった場合の、要するに補助率、その加算上げとか、制度的な問題について、国の方に要望しております。それを受けまして、国の方では、先ず今回の3次補正ですか、それで出てくるような情報は入っております。その時点になれば、逆にはっきりと立場上言えるのかなというように思っておりますので、もう少しお待ち願いたいと思います。

議長：はい、ありがとうございます。先ほど、私がいさつの中で、今回の都市計画審議会においては、昨年度と同じくやっておりますけど、昨年とは違うということは、震災による都市計画を皆さんと一緒に審議をしていくということで、より迅速さを求めなければならないというのが今の現状であります。それぞれの委員の方々は市民の立場からですね、そう言ったいろんな声を伺って、そう言った声に対して、答えていきたいという気持ちは分かりますけど、先ず、この地域、エリアを我々が、審議をして、はっきり決めない限り、皆さんが答えようとする、その母体が出ないんですね。先ず今日の審議・内容であります地域を皆さんどのように捉えていいのか、あるいは、縮小した方がいいのか、拡大した方がいいのか、そう言った観点から、この審議会を運営していきたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平塚委員：すいません。今の意味はよく分かるんですが、たぶんみんなが思わず言うてしまうは、このエリアを決めるに当たって、色々な実施される事業例とか、ここに書いてありますけど、それは一体、どんな具体的なことで、いつどんなふうになるのかというのが、何も見えない状況の中で、このエリアを決定してしまったら、そこに住んでいらっしゃる方が、果たして納得するとか、いいのかどうか。逆に考えてきめれないという部分もあると、私自身はそうなので思うのですが。要するに、事務局から提案されたことが、もっと具体的に、このエリアになったら、いつ位にこういうことがあって、こういうふうにしてというのが見えないというか、だから、そのいいのかな決めちゃって、という思いもあります。それがその細かい、住民もこういうふうに言っているんだけど、どうなんですかという意見にもなってしまうんだと思うんですが。

議長：今の質問に対して事務局はいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

建設部長：やはりこの地域を決めたのは、津波で全壊になった地域が主でございます。そして、それを基にした場合には、どうしても石巻市としては、新しい街づくりをしなくちゃいけないというのが基本でございます。そんな中で、釜大街道地区、それから南浜町、それから湊地区などは、区画整理事業それから再開発事業などでやるのは、一番ベストな方法だろうということでございますので、それを方法について、この推進区域というのは、大体これを決めた中で、地域の皆様方にもお話して、じゃあこういう町がいいのか、じゃあこのようにした方がいいでしょうということで、お互い今度は決めていった具体的な場所を、それから道路網についても決定していくということでございます。ですから、この区域が必ずそうなるとか、規制を全部かけてしまっ、こうなりますよという問題でなくて、これはこれから、先に進んでいくための1つの材料ですね、と思って考えていただければいいのかなと思っております。

平塚委員：おっしゃることは分かるんですが、具体的にエリアが決まったら、こうします、ああしますというのが、ここに書かれてないので、その辺の青写真というのはまだできていないのですか。言葉では、この住民との話し合いというけど、みんなばらばらに、例えば湊地区なんかは、避難所にいる人もいれば、まだできないという人もいる。いろんな状態ですよ、各地域全部だと思んですけど、それを一体どんな形で、集めて意見交換をして、どんな形で具体的な青写真がないので、その辺までこうあったらいいなと思うんですけど、すいません。

議長：はい、よろしく申し上げます。

基盤整備課長：ただ今のご質問でございますけれども、どういうふうになるかといいますと、先ず部長が答えたんですけども、この区域について、今後のスケジュールからお話いたしますと、先ほど申し上げた県の方から、津波シュミレーションがきて、我々の第2の守り、地区内を通る高盛土道路の形がきちっと決まる、そして国の方から、補償であるとか、制度について、また、こういうふうな予算がくるというのが、あきらかになった時点、そうしますと、それに基づいた図面、この図面というのが、今度、我々が一方的に書くだけではなくて、皆さんとお話し合いをして、図面を作っていく。特に湊ですと、川口、昔からの2m道路と見通しがきかない交差点も隅切りがなってない、昔からの道路で、交通安全、子供たちが通学するのに危ないような状況になっている。これらを良好な環境にしていく、または、災害を受けた時に、スムーズに逃げられる。というふうな良好な町を作ろう。それについては、皆さんが1人1人地権者であること、土地の持ち主であるということから、皆さんで考えましょう。ということになりますので、県からの津波シュミレーション、いろんなものが揃って、その辺先ず、10月を1つの目途として、皆さんに一定の図面を提示させていただいて、それをたたき台として、どんどんどんどん会議を進めていって、2年以内、来年には事業認可を取って、工事に入れた

いというふうに考えてございます。そういう形で進めさせていただければなと思っております。

議 長：はい、浅野委員よろしくお願ひいたします。

浅野委員：その問題に関して、会議所の立場からいきますと、1つは今日の会議の主旨は、このエリアを決めることなんで、いろんな防潮堤をどうするかとか、嵩上げ道路どうするかというのは、また、別の機会ですることができると思っています。このエリアを、逆に前向きに捉えて、このエリアがあれば、いろんな特典があるんだと思って、この2年以内にいろんな計画をすると、しなさいよといういわゆる法律が、我々に問いかけているんじゃないかなということが、1番最初に質問したのは、2年以内というの主旨はなんなんだと、そういうことだと思っております。現に、例えば、町の中であれば、再開発の計画が3つ位進んでまして、まだ、公表する段階ではないんですけども、そういった民の方でも進んでいる。ですから逆に、今日この会議で、2年以内に区画整理事業とかなんかを、強力に推進してほしいという付帯決議をつけるなら、私は賛成ですけども、線引きするまでといたら、何日、議論していても進まないじゃないか。逆にこの地域が、いろんな特典があって、国からもいろいろと援助を受けられるところだから、いろんな計画を早くやろうと、官の方を急いでやってもら。民の方もやることはやるという前向きに捉えるエリアだと、私は理解しておりますので、参考まで話をさせていただきました。

議 長：はい、ありがとうございます。今の浅野委員の意見は、非常に貴重な見解であると思っております。私も議長ではなくてですね、一人の研究者として、皆さんに申し上げたいのは、我々委員だけではなくて、今この審議会に参加している地域住民の方もそうなんですけど、我々は関心は持ち、もっとこの町をどのようにしていくかを、積極的に参加をしていかない限り、石巻の都市計画あるいは、街づくりというのは、うまくいかない恐れがあるんです。市に強制にこうしてくれ、ああしてくれという意見も重要ではありますが、どうなのはっきり何かを示してくださいというふうに頼るのも、今は時間的な問題もありますので、今事務局から話しがありましたように、一緒に考えていきたいと思いますというスタンスを皆さんが、今日の審議会の後に、地域の住民の方々に呼びかけてくださいませんか。先ずは今日は、浅野会頭も話しがありまして、私も先ほど皆さんにお話したんですが、今このエリアを決めない限り、そのエリアの中で、何がどう進めるのか、市は、これから何をどう計画していくかが、決まらない訳なんです。1番重要で1番根本的な審議の内容は、エリアの選定なんです。ですから、このエリアを皆さん、どう考えていらっしゃるかを中心的に審議を行いたいと考えております。いかがでしょうか。西部、中部、東部この3つの地域に分けて、これから石巻市は都市計画を新たに策定し、地域の方々と話し合いながら、共に新しい街づくりをしていくというスタンスでの提案でございますので、皆さんはどう考えていらっしゃるのですか。もっとこの地域を広げていった方がいいのか。あるいは、今、3つの地域をまた、細分化して、細かく取り組

んでいった方がいいのか。皆さんはどう思っているんですか。

浅野委員：どうも浅野です。何回もすいません。ですから、私が1番最初に質問したように、エリアの変更はありうるのか、質問したんでありうるのであれば、今日の段階では、原案で、推進地区に指定して、逆に言うとさっき言ったように、市でも区画整理事業とかなんかを2年以内に推進すべきだという付帯決議というか、そういった意見が出たということをつけてやったら、私はいいんじゃないかなと思う。というのはね、釜地区とか、南浜町をどうするのかというのはね、そう簡単な問題じゃないですよ。だから、このエリアを指定して、本気になってみんなで、この地区をどうするんだと、例えば区画整理もどういった方法でやるんだとか、そういったことはですね、もっとその問題に限って集中してやるような大問題なので、今日のこの審議会ではですね、エリアをきちっと決めて、それが未来永劫変わらないんだというなら、また線引きについて云々する必要があると思いますけど、エリアの線引きは大丈夫なんですよ。であれば、1つのステップとして、承認した方が私はいいと思います。何回もしゃべりましたので、後は余計なことは言わないことにします。どうもありがとうございます。

議長：浅野委員そうおっしゃらずに積極的に発言してください。

委員の方々いかがでしょうか。ご質問、ご意見ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、第3号議案「石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の決定」西部の地域から第5議案の東部の地域の決定までの3議案についてお諮りいたします。議案どおり承認することに賛成の方は挙手お願いいたします。

「委員の挙手あり」

賛成多数により3議案から5議案につきましては、議案どおりに承認されました。

以上で、議事に掲げました議題は終了したわけでございますが、その他の事務局からのお知らせ、その他何かございましたらお願いいたします。

都計課長：特にございません。

議長：はい、ありがとうございます。では、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。特にならなければ、これで審議を終了させていただきます。皆さんご協力ありがとうございます。お疲れさまでした。

司会：李会長、どうもありがとうございました。それでは閉会にあたりまして建設部長の櫻田よりごあいさつを申し上げます。

建設部長：本日は、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございます。本日、御承認いただきました都市計画の変更・決定につきましては、都市計画決定の告示をして、本市の復興へのまちづくりにつなげていきたいと思っております。

石巻市の都市基盤の復興につきましては、「災害に強いまちづくり」を基本といたしておりますので、今後皆様方の今日いただいた意見を参考にいたしまして、すみやかに進めていきたいと思っております。皆様方におかれましても御理解と御協力をお願いしまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

司 会：それでは、以上をもちまして、第5回石巻市都市計画審議会的一切を終了させていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。